+ · 四 号 議 案

東 京 **水都職員** 0) 特殊 勤 務 手当に 関する条例 0) 部 を改正する条例

右 0) 議 案を提 出 す る。

令 和四年二月十六日

者 東 京 都 知事 小 池

提

出

百 合

子

東 京 都 職員 0) 特殊勤 務手当に 関する条例の一 部を改正する条例

東 京都 職 員 0) 特 殊 勤 務 手当に関する条例 (平成· 九 年東京都条例第十二号) の 一 部を次のように改正する。

第三十二条第一 項 中 0) うち、 を「であって」 に改め、 「業務」の下に 「のうち、 人事委員 会の承認を得て 規 則 で定 め

特に 困難なもの」 を加える。

第三十八条第一 項 第二号中 西 多 摩 福 祉 事 務 所 又は 児 童 相 談 所 を 一又は 西 多 摩 福 祉 事 務 所 に改 め、 同 項 K 次 0) 号を

児童相談所に

加える。

所属 する 職 員 が、 児童 福祉 法に定める業務を行うため家庭を訪問 したとき、 若しくは面接を行ったとき、

又は同 法に定 め る 時 保護を行ったとき。

第三十八条第二 項 13 次 O号を 加える。

前 項第三号に 規定する 場合 従事した日 日につき九百 Ŧī. + 茁

則 第四 項 中 令 和四年三月三十一日」 を 令 和五年三月三十一日」 に改め

附

附 則第六項 中 令 和四年三月三十一日」 を「令和七年三月三十一日」 に改める。

附 則

施 行期 日

1 こ の 条例 は、 令 和 兀 年 兀 月 日 から施 行する。 ただし、 第三十二条第一 項 0) 改正規定及び 附 則 第三 項 0 規 定は令 和

五.

年

兀

第 + 兀 号 議 案 東京 都 職 員 0 特殊勤 務手当に関する条例 0) 部を改正する条例

月一日から、附則第四項及び附則第六項の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

る。

2 務に従事したことにより支給することとなった福祉等業務手当で、 この条例の施 行の日 前にこの条例による改正 前の東京都職 員 の特 同日以後に支給するものについては、 殊勤務手当に関する条例第三十八条第一 なお従前 項に規定する業 0) 例によ

3 十二条第一項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった税務事務特別手当で、 第三十二条第一 項の改正規定の施 行の 日 前 に 同 項の改正規定による改正 前 0) 東京都 職 員 の特殊勤 同日以後に支給するものに 務手当に 関する条例第三

(提案理由)

ついては、

なお従前の例による。

特 殊勤務手当の支給範 囲、 支給額及び支給期限 を改めるほ か、 新型コロ ナゥ イ ル ス感染症 の感染状況を踏まえ、 防疫等業務

手当に関する措置の期限を延長する必要がある。